

経験である”(no. 7, p. 233)と記し、博士の投じた一石が、博士の尊敬する学者たちをはしなくもすべて敵視するかのような印象を与えたのを遺憾としながらも、博士の論文の中心論点の一つが依然未解決であると指摘している。すなわち、“地方史家を教区の境界内に人為的に監禁することによって生ずるであろう制限的かつ有害な結果”(p. 234.)がこれである。“地域にもまた境界があるにちがいないという趣旨の議論は役に立たない。古文書官に必要な商売道具である純粹に法律的な、行政的な、または形式的な区画は、真の悪役である。それにより生み出されるのは、退屈な、生気のない、法律家の歴史である。”(p. 234.) こうした批判に対して、古文書官に憧れる David C. Cox が “The Use of Local History: the Position of the Antiquarian” を投じ、“好古癖は人類学的現象で、嘲笑によってはもちろんのこと、気をそらせて取り除こうとしても成功の見込みはない”(no. 8, p. 261.)と主張して、この論争で好古家のみは誰からも弁護されなかったのを不当としたが、これが2か年間にわたる論争の大詰であった。

歴史の19世紀的綜合に対し懷かれた疑念は、ついに戦後に至り、地方史研究を趣味なり青少年の教育手段なりから、イギリスの大学における一研究分野にまで高めたのであったが、そのイギリスでさえ、地方史研究の金字塔として後世に誇れるのは寥々たるものにすぎない。しかも、もし‘流行’という語の使用が許されるとすれば、環境問題その他への関心の高まりに伴い、最近、すでに‘流行’は地方史を捨てはじめたのではあるまいかとさえ思われる。しかし、イギリスにおける戦後の史学研究の発展に果したレスタ学派の貢献は否定すべくもなく、地方史研究と地域史研究との両立の可能性を身をもって示した一人である Joan Thirsk もその学派の有力者である。Thirsk 夫人の業績が本書の著者にいかに大きな影響を与えたかは、著者自身‘序’の中ではっきり記すところである。夫人は Marx に大きな理會と共感とをもつ非マルクシストであるが、著者もそうであると言っても、おそらく異論はなかろう。そして、本書によってわが国のイギリス史研究に新生面が開拓されたこともまた、正にまぎれもない事実である。Tawney はかつて Thirsk 夫人の小著を、“その基礎である注意深くかつ行届いた調査において、また蒐集した証憑を解釈するに当たっての想像力豊かな洞察力において、Thirsk 博士の論文は、有能な学者の手にかかれば地方史はどういうものになれるかを示した一つの典型である”(Thirsk, *Fenland Farming in the Sixteenth Century*, Leicester, 1953, p. 4.)と評し、

本書の p. 33 にもそれに触れられているが、‘Thirsk’を‘米川’と、また‘地方史’を‘地域史’と置きかえても、あえて過褒の謗りを受けることはなかろう。

この大冊を通じ、著者の細かな注意は隅々にまで行き届いているので、わたくしが意見を異にする箇所が若干あるにしても、それらを軽々に誤りとは断定できない。ただ、‘Ilkethall’(p. 290.)は‘Ilketshall’の誤りで、‘イルケットホール’ではなく、著者の方式でカナ表記すれば‘イルケシヨール’であると思われるが、いかがであろうか。

【小松芳喬】

深沢 宏

『インド社会経済史研究』

東洋経済新報社 1972. 5 582 ページ

本書は深沢宏氏が最近約10年間に発表してきた主要論文13編を収録した論文集である。深沢氏はこれまで第1次史料を駆使した本格的な研究成果を精力的に発表し、困難を極めがちな我国におけるインド史研究の水準を高めるうえで大きな貢献をなしてきた。その諸業績の研究史的意味については、本書への書評においてすでに高畠稔氏(『アジア経済』第13巻第9号)や小谷汪之氏(『史学雑誌』第81編第10号)が適切にも明らかにしているところである。著者もまたこの書の書評を試みた別の機会に、同様の考えを述べたことがある(『東洋史研究』第32巻第2号)。ここでは、これまでの書評において等しく強調された本書のもつ意義を確認し、またいくつかの論点にたいして指摘されたことのある意見との重複をできるだけ避けつつ、筆者のいづく感想をなおいささか述べてみたいと思う。

はじめに本書構成上の特徴を大略紹介すると、ここでは、収録論文全編がそれらの発表時期の先後にかかわらず、関連深い論題ごとに4部に分って配列しなおされている。これらを対象とする時代順にみるならば、第1部から第3部までの論文9編はイギリスの植民地に転化する以前の在来社会構造を主として扱ったものであり、これに続く19世紀の植民地時代を扱ったものは第4部所収の論文4編である。また対象地域別にみれば、英領時代のグジャラート地方にかんする2論文を除き、他の論文はすべて南インドのデカン地方を対象とする。かくして時代的にも地域的にも植民地前代のデカン地方、つ

まりマラータ王国時代の研究に本書の重点のおかれていることがわかるが、これは同時代の研究に新境地を開拓してきた著者の論文集として当然のことであろう。第2部と第3部が主としてこの研究分野に相当する。それにたいして、第1部は在来社会における地方支配の構造を分析したもので本書の導入部としての位置を占め、最後の第4部は植民地支配下における変容過程を扱った展開部としての位置を占めるものと見なすことができよう。本書の主要部がマラータ王国時代の社会経済史研究にあるとはいえ、このような全体構成とまた個々の論文の具体的行論とからして明瞭に読み取れるごとく、著者の研究には、植民地前代と植民地時代とをそれぞれ完結的に捉えることに満足せず、両者を相互媒介的に対置していくことによって植民地に転化する前と後との社会構造や経済発展を全体的に把握しようとする姿勢が強くうかがわれる。著者のかかる研究姿勢と問題関心が、大部の本書に一定の統一性を与えていると見受けられる。

さて、このような内容構成をとる本書にたいして、小稿では以下の3点を指摘しておきたい。限られた紙数で意の満たぬところがあったり誤読があれば、著者の寛恕をえて教示を仰ぎたいと思う。

第1は、英領植民地成立以前の時代における支配者層の性格にかんしてである。第1部、とりわけそのうちの第1論文によって、王権と直轄領管理官・知行受領者との間の矛盾、さらに後二者と郷主をはじめ在地の世襲役人層との矛盾という支配者内部の矛盾関係の所在が明らかにされ、また農民代表の参加する地域的裁判集会からはじめて管理官・受領者へと至る当事者たちの権限内容における重層的分掌関係が具さに解明された。そして管理官や受領者、郷主層はいずれも所管地域の領有権を一時的あるいは永代的に保持した「封建的官僚」ないし「領主」的存在であって、中央権力が弱体になると分立化する性格を多分にもつものであったとされるし、実質的世襲化のみられるマラータ王国の知行制を論じた第3論文では、受領者が知行領主として捉えられている。ところが、著者自らの諸研究を含む最近の研究状況を整理した論文「中世インド農村社会の構造」(『一橋論叢』第67巻第4号所収)では、S. N. ハサンの所説を土台にして「領主」の3類型の説明がなされているが、ムスリム出身の知行受領者たちがここではそのいずれの類型にも入れられていず、受領者は出身如何にかかわらず一般に国王権力に引きつけて理解されているように見受ける。しかも本書では、郷主層とその上位者たる受領者および管理官とともに「領主」的存在ないしは「領主」化の可能性を

もつものと解されているのであって、権限内容における重層的分掌関係を認めるとしても、この点は領主の厳密な性格規定ということからすればまだ必ずしも説得的ではないと思う。土地制度とともに、著者の中世インド理解にとっての重要な鍵をなすと考えられるインド的領主制論が今後さらに深められ、前近代インドの総体的把握に有力な指針が提供されるよう期待する。

第2は、かかるインド的領主制の支配・隷属下におかれていた基本的直接生産者としての農民の歴史的範疇にかんするものであって、第2部および第3部の所論に係わる問題である。これに関係すると思える著者の所論を筆者なりの乱暴とも見える仕方で要約すれば、奴婢の存在に見られるごとく、奴隷制的ウクラードをおそらく遺制として長期的に随伴した社会にあって、カースト的規制と共同体的地縁的規制から抜け出せぬ農民たちのなかには、かなり徹底的な私的土地所有権を保持するものがあつたが、その一方で彼らは高くは生産物の2分の1を越える高率地租を金納原則で要求されたほか、夫役も課せられていた。とはいえ、彼らが一様な農民層であったわけではなく、4つの所在形態をとる農地を直接耕作する農民は大別して土地私有農民(ミラースダール)と借地農民ないし小作人(ウパリー)に区分されたが、かく大別されるそれぞれの農民内部にも階層格差は存在した。そして彼ら農民を中心とする人民は身分上、奴婢を除き、おしなべて原則的に自由民でありながら、しかも事実上は所定の地域に繫縛されていた、と。ところで、このような諸側面をもつ当時の農民の基本的性格を経済史上のいかなる範疇で把握することが可能であろうか。抽象度を高めて農奴、隷農、あるいは小農というような歴史的範疇で捉えることが可能かどうかというこの問題は、たしかに実証作業がもっと進まない限り輕輕しく論ぜられぬ難問題であろうし、さきの「領主」的支配者層の性格とも関連して、むしろこれから十分な検討を加えていくべき問題であるかもしれない。著者は性急な一般化を自ら戒め、農民による私的土地所有権に近いもののあつたことに着目しつつ、多様な農民存在の事実そのものを重視しているかに見えるが、いずれこの問題にも明解な提言のあるものと刮目されるところである。筆者はかつて17世紀ムガル朝の農民問題に触れた試論で、わずかの援用史料から国家的隷農なる仮説を立てたことがあるが、今もってこれを訂正する確信を得ていない。なおこの点に関連して付言すれば、土地国有説に対立して個別農民に土地の私的権利が所属したことを強調する学説の代表として、P. サランとともに I. ハビーブが紹介され

ているが(207 ページ)、ここに示されたハビーブの見解の典拠による限り、彼は自由な譲渡権の欠如や土地への半農奴的緊縛などから農民のもつ土地の世襲的占有権が排他的私有権とは一致しないことを述べていると解されるのであって、サランと同一見解というようには考えられないのではなかろうか。後者のごとく割り切って私的土地所有の存在を認める学説の研究者としては、むしろ S. R. シャルマや I. H. クレーシーをあげるのが適切であるように思う。W. H. モアランドが土地国有制を実証しようとした学説の代表者にあげられているのも、筆者には理解しかねるところがある。

第3は、地方的な市場圏の問題である。傭人制度を論じた第9論文で、著者は農村が市場経済・貨幣経済と多様な接触をもっていたとし、したがって村落経済の自給性や閉鎖性を完結的に考えるのは誤りであると述べていた。そして、内容上この主張を自ら受け止めたことにもなっている第13論文では、農産物の換金に4つの方法があったという興味深い事実が紹介されている。ただし、これは19世紀英領時代における南マラータ地方の事例である。こうした農産物換金法が英領以前の時代や他地方にも広くおこなわれていたのかどうかは、なお検討を要する問題だとしても、かなり共通性が強かったのではないと思われる。さしあたってこのような換金法の実

態が他の時代や地方についても同様に今後確認されていくならば、植民地前代においても一般的に原則とされた地租金納制の実施状況やその納入機構に伴う商品経済事情が一層明らかになるであろうし、そのみならず、各地に点在した地域的市場の構造を解明していくうえでも有意義であろう。そして、こうした比較的小さな地域的市場を直接的あるいは間接的に結合したところの広域にわたる地方的市場圏がどの程度構想されうるか、さらにはこれらの市場圏を越えた遠距離経済流通ルートがどの程度まで活用されていたか、といった疑問も同時に浮び上ってくる。インドでは確かに有機的な全国的国内市場が長らく未成熟であった。統一言語の未発達は、おそらくこのことと深い関連をもつであろう。だがそれぞれ独自の共通言語をもつ主要諸民族は、植民地前夜においてすでにその基本的形成を終えていたと思えるが、そこにはこれら諸民族の形成を可能とさせた経済過程が、つまり、それぞれに中核をもった広域の地方的市場圏ないし経済圏の発達が、ある程度照応していたのではないかと考えるならば、この市場圏問題は別の意味でも重要性をもってくるはずである。しかし、問題をこのような方向に重点をおいて設定していくと、それは本書の内容からもはや掛け離れたものになっていくのかもしれない。

【近 藤 治】

投 稿 規 程

本誌は、1962年7月発行の第13巻3号で紙面の一部を研究者の自発的な投稿制による原稿のために割くことを公表いたしました。それ以来かなりの数の研究者の投稿を経て今日にいたりました。ここに改めて本誌が投稿制を併用していることを明らかにし、投稿希望者を募ります。投稿規程は次のとおりです。

1. 投稿は「論文」(400字詰30枚)「寄書」(400字詰20枚以内)の2種とします。
2. 投稿者は、原則として、日本学術会議選挙有権者と、同資格以上のもの(大学院博士課程に在籍する学生をふくむ)に限ります。
3. 投稿の問題別範囲は、本研究所がその業務とする研究活動に密接な関係をもつ分野に限ります。本研究所の研究部門は次のとおりです。
日本経済。アメリカ経済。ソ連経済。英国および英連邦経済。中国および東南アジア経済。国際経済機構。国民所得・国富。統計学およびその応用。経済計測。学説史および経済史。比較経済体制。
4. 投稿原稿の採否は、編集部の委嘱する審査委員の審査にもとづき編集部で決定させていただきます。原稿は採否にかかわらず御返しします。
5. 投稿原稿で採択ときまったものは、原則として原稿到着後9カ月ないし12カ月のあいだに誌上に掲載いたします。
6. 原稿の送り先：東京都国立市 一橋大学経済研究所「経済研究」編集部。(電話 0425(72)1101 内線374)